

事務連絡
令和4年4月4日

市内居宅介護支援事業所
代表者様

法人指導課長

運営基準減算について（注意喚起）

平素から介護保険行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、平成30年度及び令和3年度報酬改定により厚生労働省から通知されているところですが、改めて下記のとおり周知しますので、根拠法令等を確認の上、遺漏のないようお願いします。

記

1 改正内容

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、下記の4項目について、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければなりません。

- (1) 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- (2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- (3) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- (4) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供された者の割合

なお、(3)(4)の「前6か月間」については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成されたケアプランを対象とします。

①前期（3月1日から8月末日） ②後期（9月1日から2月末日）

2 当該規定を遵守していない場合

契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となります。

3 留意点

令和3年4月以前から契約を結んでいる利用者については、次のケアプラン見直し時に説明を行うことが望ましいとされているため、まだ説明を行っていない事業所は早めの対応をお願いいたします。

4 根拠法令等

- (1) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日 老企第 22 号）
- (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日 老企第 36 号）
- (3) 介護保険最新情報 Vol.952「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.3)」(【居宅介護支援】契約時の説明について 問 111、問 112)

問い合わせ先

法人指導課 施設指導係

【場所】市役所消防庁舎 2 F

【TEL】079-427-9391

【FAX】079-421-2063

【E-MAIL】houjin@city.kakogawa.lg.jp